

# 令和7年4月1日の申請から スポーツ施設の使用料が変わります (専用使用・個人使用)

令和7年4月1日の申請から、以下のとおり使用料を改定します。

利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、  
よろしくお願いいたします。

## スポーツグラウンド (中の島・桃山台・山田・南正雀・高野台)

野球場・テニスコートの使用料を変更します。

詳細は、以下をご確認ください。

●スポーツグラウンド 新料金表 (照明代含む)

単位：円・( )内は旧料金

	ナイター 点灯時間	野球場				テニスコート				多目的グラウンド(※)	
		7～9時	9～17時	17～19時	19～21時	7～9時	9～17時	17～19時	19～21時	17～19時	19～21時
1月	17:00	/	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	10,200 (9,500)	/	840 (600)	1,840 (1,600)	1,840 (1,600)	3,000	3,000
2月	17:00	/	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	10,200 (9,500)	/	840 (600)	1,840 (1,600)	1,840 (1,600)	3,000	3,000
3月	17:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,840 (1,600)	1,840 (1,600)	3,000	3,000
4月	18:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	6,400 (5,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,340 (1,100)	1,840 (1,600)	2,500	3,000
5月	18:30	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	4,400 (3,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	940 (850)	1,840 (1,600)	2,250	3,000
6月	19:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	840 (600)	1,840 (1,600)	2,000	3,000
7月	19:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	840 (600)	1,840 (1,600)	2,000	3,000
8/1～8/15	18:30	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	4,400 (3,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	940 (850)	1,840 (1,600)	2,250	3,000
8/16～8/31	18:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	6,400 (5,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,340 (1,100)	1,840 (1,600)	2,500	3,000
9/1～9/15	18:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	6,400 (5,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,340 (1,100)	1,840 (1,600)	2,500	3,000
9/16～9/30	17:30	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	8,200 (7,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,590 (1,350)	1,840 (1,600)	2,750	3,000
10月	17:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,840 (1,600)	1,840 (1,600)	3,000	3,000
11月	17:00	2,200 (1,500)	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	10,200 (9,500)	840 (600)	840 (600)	1,840 (1,600)	1,840 (1,600)	3,000	3,000
12月	17:00	/	2,200 (1,500)	10,200 (9,500)	10,200 (9,500)	/	840 (600)	1,840 (1,600)	1,840 (1,600)	3,000	3,000

使用者及び団体の住所が市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。  
ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

※ 9時～17時の使用料は1コマ（2時間）の使用料です。

※ 高野台スポーツグラウンド（少年野球場）は無料です。

※ 多目的グラウンド9時から17時は無料です。ただし、個人の使用に限ります。

●利用時間	3/1～4/30	5/1～8/31	9/1～11/30	12/1～2/末日
中の島スポーツグラウンド	7時～21時			9時～21時
桃山台スポーツグラウンド				
山田スポーツグラウンド				
南正雀スポーツグラウンド	9時～17時			
高野台スポーツグラウンド	7時～17時	7時～19時	7時～17時	9時～17時

利用時間、休場日（年末年始：12/29～1/3）、利用方法に変更はありません。

